

鹿角市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂案

1. パブリックコメントについて

次のとおりパブリックコメントを実施した。

期 間：令和 7 年 1 月 24 日～2 月 25 日

周知方法：市役所・各支所への設置、市ホームページ、市広報誌、メール配信、
報道機関への情報提供

意 見：1 件

2. 改訂の概要

(1) 2030 年度の二酸化炭素排出量の推計を変更

- ・鹿角市人口ビジョン（令和 2 年度改訂）の 2030 年度人口の将来展望 24,997 人を基に
2030 年度の二酸化炭素排出量は 18.8 万 t-CO₂になると再推計した。

(2) 2030 年度の森林の二酸化炭素吸収量を変更

- ・公開されている直近の森林面積や材積量のデータ等を基に、2030 年度森林吸収量の推
計値は 14.8 万 CO₂ から 15.7 万 t-CO₂になると再推計した。

(3) カーボンニュートラル達成のために削減が必要な二酸化炭素排出量の更新

- ・(1)、(2) の再推計結果をもとに、2030 年度にゼロカーボンを達成するためには、
対策によって 3.1 万 t-CO₂ の二酸化炭素排出量の削減が必要になるとした。

【2030 年度二酸化炭素排出量、森林吸収量まとめ】

(単位：万 t-CO₂)

	改訂前	改訂後
(1) CO ₂ 排出量	22.1	18.8
(2) 森林吸収量	14.8	15.7
対策によって削減が 必要な CO ₂ 排出量	<u>7.3</u>	<u>3.1</u>

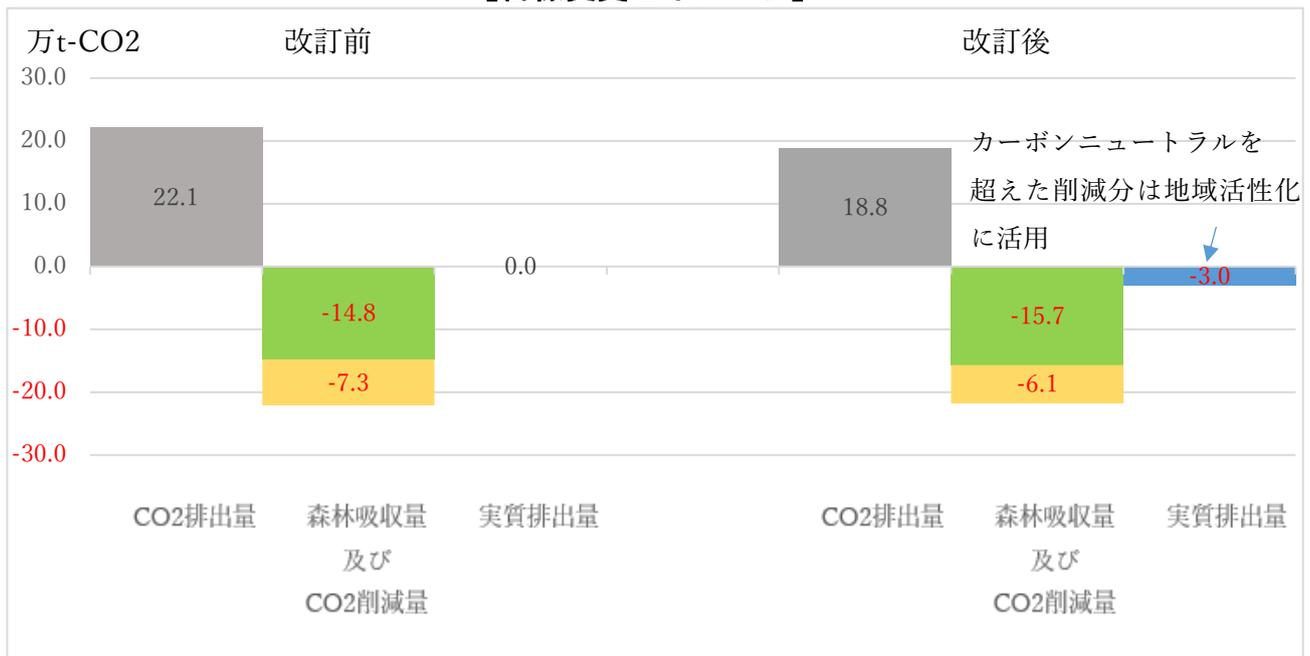
(4) EVに関する目標値及び取組による二酸化炭素削減量を更新

- ・2023年度に鹿角市内で販売されたEVは、総車両数の0.1%にとどまっている。
- ・日本及び世界がゼロカーボン社会を目指しており、EVの普及は進むと思われるが、現在の販売状況や市民アンケートの結果等を踏まえると2030年度までに、市内車両5000台（約25%）をEVに切り替えるのは困難。
- ・そこで「EV導入5000台」という目標を、「EVの販売台数を毎年度10%増加させる」ことに見直す。
- ・2030年度時点のEVの導入目標台数は+300台となり、CO2吸収量を1.19万t-CO2から0.05万t-CO2に見直す。
- ・普及啓発等により、EV及び充電設備の導入促進を図ることを追記した。

(5) 新たな削減目標の設定

- ・「2030 ゼロカーボン・シティ」の実現可能性は高まったが、外部要因により二酸化炭素排出量が増加する可能性があることから、予断は許さない状況にある。
- ・そこで、ゼロカーボン達成の目標時期である2030年度は変更しないほか、EVへの切替を除き各取組による二酸化炭素の削減目標値は変更しないこととする。
- ・ただし、2030年度にこだわらずゼロカーボンの早期実現を目指し、ゼロカーボンを超えて削減ができた分については域外への再エネ電気やJ-クレジットの販売等を行い、地域活性化に活用することとする。
- ・2030年度までの取組によるCO2削減量を7.3万t-CO2から6.16万t-CO2に見直す。

【目標変更のイメージ】



(6) 地域に裨益する再エネ開発の促進区域の設定について

- ・太陽光発電を対象に、次の条件を満たす市内遊休地を地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域とすることを追記する。

(条件)

- ・国が定める促進区域に含めない区域ではないこと
- ・県が定める促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域ではないこと
- ・鹿角市景観計画の「大湯環状列石重点地域」ではないこと
- ・農地ではないこと
- ・地権者及び近隣住民から太陽光発電事業の実施について理解を得られる土地であること
- ・将来発電事業が実施されることについて、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法再エネ特措法」にかかる「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき説明を行い、地権者及び近隣住民から理解を得られる土地であること。なお、FIT/FIP 認定を受けずに事業を実施する場合であっても、同ガイドラインに準拠して説明を行い理解を得られる土地であること
- ・将来発電事業が実施されることで野生生物による被害や不法投棄の防止など、地域の安全の向上に資する土地であること